○農林水産省

六二八　農作物基準共済掛金率等を定める件の一部を改正する件　一　四
六二九　農業災害補償法第百三十四条第三項の主務大臣が定める畑作物共済の共済目的の区分を定める件の一部を改正する件　一　四
六三〇　農業災害補償法第百四十一条の四第四項の主務大臣が定める畑作物共済の共済目的の区分を定める件の一部を改正する件　一　四
六三一　森林法の規定に基づき、森林計画区を定める件の一部を改正する件　二　四
六三二　種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件　二　四
六三三　野菜生産出荷安定法の規定に基づき、野菜指定産地を指定した件の一部を改正する件　七　一
六三四　保安林の指定をする件　八　二
六三五　保安林の指定をする件　九　五
六四二　農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録認定機関の登録を更新した件　八　四
六四三　保安林の指定をする件　九　五
六四四　保安林の指定施業要件を変更する件　九　六
六四五　種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件　八　四
六四六　保安林の指定施業要件を変更する件　九　六

六四八　感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する規則第四条の規定に基づき、同条の表の輸入可能地域のうち第二号に掲げる地域の項の下欄第一号及び第二号の農林水産大臣が指定する施設を定める件の一部を改正する件　一二　二
六四九　飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づき農林水産大臣が指定するものを指定する件　一二　二
六五〇　保安林の指定をする件　一三　四
六五一　農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録外国認定機関の登録事項の変更の届出があった件　一三　四
六五二　トマト加工品の日本農林規格の一部を改正する件　一三　四
六五三　乾めん類の日本農林規格の一部を改正する件　一五　五
六五四　手延べ干しめんの日本農林規格を確認する件　一五　五
六五五　トマト加工品についての製造業者等の認定の技術的基準の一部を改正する件　一五　五
六五六　乾めん類についての製造業者等の認定の技術的基準の一部を改正する件　一五　五
六五七　型式検査に合格した農機具の型式等について報告があった件　一五　六
六五八　種苗法第十三条第一項の規定に基づき品種登録出願を公表する件　一五　107　八
六五九　出願公表後に名称変更がなされた件　一五　107　一一

六六〇　種苗法第四十九条第一項第四号の規定に基づき品種登録を取り消した件　一六　四
六六一　種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件　一六　四
六六二　肉用子牛生産安定等特別措置法に基づき、肉用子牛の主要な生産地域に所在する家畜市場であって農林水産大臣の指定するものを指定する件の一部を改正する件　一九　七
六六三　農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則第七条の農林水産大臣が定める特定対象農産物の単位面積当たりの収穫量を定める件　二〇　三
六六四　出願公表後に品種登録出願が拒絶された件　二〇　三
六六五—六六九　農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録認定機関の登録を更新した件　二〇　三
六七〇　〃　二一　三
六七一　農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録外国認定機関の登録事項の変更の届出があった件　二一　三
六七二—六八六　保安林の指定をする件　二一　三
六八七　肥料を登録した件　二二　二
六八八　肥料を仮登録した件　二二　三
六八九　農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則第十一条第一項の農林水産大臣が定める対象農産物の単位面積当たりの収入額等を定める件　二二　三
六九〇　農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則第十二条第一項の農林水産大臣が定める対象農産物の単位面積当たりの標準的な収入額を定める件　二二　三
六九一　農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録認定機関の登録を更新した件　二二　三
六九二　厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令第五条第二項の規定による農林水産大臣が指定する法人を指定する件の一部を改正する件　二三　五
六九四—七〇三　保安林の指定をする件　二六　三
七〇四　種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件　二七　四
七〇五　農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録認定機関の登録を更新した件　二九　三

○農林水産省、経済産業省、環境省

二　農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な方針　一六　108　三四